

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

令和 4 年 2 月 14 日以降の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

本県は、令和 4 年 2 月 14 日から令和 4 年 3 月 6 日まで、引き続き、新型インフルエンザ特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域として、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

現在、本県も含め全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が依然として続いていることから、各学校においても、強い緊張感を持って、生徒の安全・安心と学びの保障の両立に取り組むことが必要です。

については、県教育委員会として、生徒の安全・安心を確保しながら教育活動を継続するため、校内における感染防止対策を徹底するという視点から、令和 4 年 2 月 14 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、感染防止対策の徹底に取り組むとともに、各家庭に対しても、引き続き感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

《まん延防止等重点措置期間における教育活動等》

当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分×6 コマ、定時制課程は 40 分×4 コマでの授業実施を基本とする。

今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の生徒の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、生徒の学びの保障に万全を期す。

(令和4年2月7日付け保体第2884号保健体育課長、特別支援教育課長通知「オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応について」により、令和4年2月8日適用)

- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。 ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

②卒業式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保)
 - ・式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒1人につき保護者1人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)

【まん延防止等重点措置期間中の教育活動等に係る具体的な対応】

1 感染防止対策の徹底について

- 現在、感染・伝播性が高いことが示されている一方で、若年者や基礎疾患のない者等は重症化しにくいと考えられている変異株（オミクロン株）による感染拡大が依然として続いている。オミクロン株による感染の特徴として、飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染が多く、これに対応した対策が重要とされているが、基本的な感染防止対策は有効であり、その徹底が求められている。国立感染症研究所によると、オミクロン株についても、ワクチン接種者も含め、マスクの正しい着用、手

指衛生、換気などの徹底を継続することが必要である。加えて、三つの密（密集、密閉、密接）が重なるところは最も感染リスクが高いが、オミクロン株は伝播力が高いため、一つの密であってもできるだけ避けた方がよいとされている。そうしたことから、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和3年11月29日付け保体第2512号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、強い緊張感を持ち、特に次の点に留意して感染防止対策の徹底を図ること。

ア 登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。

ウ 教室、職員室、部活動の活動場所等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

エ 教室、職員室、部活動の活動場所等における常時換気を基本とした換気を徹底すること。

オ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し対応すること。

○ 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。

ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。

イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ 発熱等体調不良があり、自宅休養する中で症状が軽快したために、登校したところ、再び発熱等体調不良となり、受診、検査の結果、陽性が判明するケースが多くみられることから、症状が軽快したと感じても十分な休養をとった後に登校するよう促すこと。

エ 登校時、食事の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。

オ 校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

カ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。

キ 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されているため、週休日等であっても、感染リスクの高い行動は自粛すること。

○ 各学校において、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、令和4

年2月7日付け保体第2884号保健体育課長、特別支援教育課長通知「オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応について」に基づき、遺漏なく対応すること。

- 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。その際、一般的なマスクの中では、不織布マスクが最も高い予防効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることについて、保護者に情報共有すること。

2 学習活動における留意事項について

- 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
 - ア 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
 - イ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
 - ウ 生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。ただし、近距離で対面とならない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。
 - エ 対面とはならない形でペアワーク等を行う場合は、ペア等を組む相手を固定すること。
 - オ 授業における外部人材の活用は控えること。
 - カ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。
 - キ 今後の感染状況により「分散登校」に移行することも想定し、対面による授業とオンラインによる学習を併用することができるよう、各学校において準備を進めておくこと。

3 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう生徒を指導すること。
 - ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（マスク着用、換気、身体的距離の確保）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。
 - イ 部活動は、校内における平日の放課後のみの活動とし、実施に当たっては、1日当たり90分程度、週当たり4日を上限とすることや、感染リスクの高い活動は可能な限り避けることなど、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

4 学校行事の実施における留意事項について

- 卒業式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染防止対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。
- 実施に当たっては、次のように対応すること。
 - ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。

- ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）
- ・式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。
- ※保護者が参列する場合は、生徒一人につき保護者1名までに限定すること。
- ※式場の椅子の配置について、感染防止対策として十分な間隔を取れない場合は、式を複数回に分割して実施する、保護者は別室での参列とする、参列できない保護者向けにオンラインで配信するなどの対応を検討すること。
- ※保護者が参列する場合は、座席を指定にするなど、着席位置を把握できるようにしておくこと。
- ・式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。
- ・国歌斉唱や校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とすること。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とすること。
- 学年・年次を超えて生徒を集合させる学校行事等は延期又は中止とすること。全校生徒を対象にした学校行事等を行う必要がある場合には、校内放送やICTを活用して教室で実施するなどの工夫を行うこと。
- 学年・年次単位以上の規模で、校外（敷地外）で実施する学校行事は実施せず、延期又は中止とすること。
- 合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事は延期又は中止とすること。
- 学年・年次の単位を超えない規模での学習成果発表会を校内で行うことは可能とする。実施に当たっては、ICTの活用を含め、感染防止対策を徹底すること。

5 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
 - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用し

た学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。

① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）

※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

6 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

○ 心のケアについては、生徒の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、生徒の見守りを行うこと。また、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

7 PTA活動について

○ PTA活動については、PTA役員等とよく話し合っ、必要最小限の活動に留めること。また活動する場合は、感染防止対策を十分に講じて行うこと。

8 学校施設開放について

○ 学校施設開放については、県民の健康的な生活を維持するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。

9 入学者選抜の実施に向けた教職員の健康管理及び感染防止対策の徹底について

○ 今後の入学者選抜の適正な実施に向け、業務に従事する教職員等の健康管理に万全を期すとともに、職員室等における感染防止対策の徹底に改めて取り組むこと。

○ 検査会場となる教室等の感染防止対策等について改めて点検すること。

問合せ先

【通知全般に関することについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話(045)210-8260 (直通)

【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課 高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

【生徒の心のケアに関することについて】

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 岩崎、石川

電話(045)210-8295 (直通)

【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)